

原子力災害被災地域に係る復興施策の基本姿勢及び各分野の取組

(「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針(令和6年3月19日閣議決定)のうち原子力災害被災地域関係部分の概要)

引き続き、国が前面に立ち、中長期的な対応が必要 ⇒ 令和3年度からの当面10年間、本格的な復興・再生に向けた取組

※復興施策の進捗状況や効果検証等を踏まえ、避難指示解除の時期等によりそれぞれ大きく異なる地方公共団体の状況も考慮しつつ、令和7年度に復興事業全体の在り方について見直しを行う。

○ 事故収束(廃炉・汚染水・処理水対策)

- ・廃炉・汚染水・処理水対策を安全かつ着実に実施
- ・ALPS処理水の処分完了まで、政府が全責任を持って対応

○ 環境再生に向けた取組

- ・仮置場の管理・原状回復、中間貯蔵施設の整備・搬入等
- ・県外最終処分に向け、政府一体となった体制整備の取組を推進

注:除去土壌又は指定廃棄物は1都10県で保管

○ 帰還・移住等の促進、生活再建等

- ・帰還環境の整備、移住・定住等の促進 ・被災者支援の継続
- ・特定帰還居住区域制度のもと、避難指示解除の取組を推進

○ 福島イノベーション・コースト構想の推進

- ・浜通り地域等の産業発展に向け、重点分野を中心に推進

○ 福島国際研究教育機構(F-REI)の取組の推進

- ・「創造的復興の中核拠点」を目指し、取組を推進(R5. 4設立)

○ 事業者・農林漁業者の再建

- ・事業再開支援、営農再開の加速化、森林整備等の実施、原木林や特用林産物の産地再生、漁業の本格操業・水産加工業支援

○ 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

- ・農林水産・観光等の風評払拭に向け、引き続き国内外へ発信
- ・食品等に関する規制等の検証 ・輸入規制の撤廃・緩和推進
- ・ALPS処理水放出後の正確な情報発信等の推進